

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

OCTOBER 30TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 「ビジネス環境改善条例」2020年1月実施 全ての市場参加者を平等に
- 世銀「ビジネス環境ランキング」中国46位から31位に上昇
- 9月の対内直接投資額 前年同月比+0.5%

【産 業】

- 9月の70大中都市住宅価格 前月比上昇53都市 前年同月比上昇69都市

■ RMB REVIEW

- やや楽観方向で底堅さを維持

■ EXPERT VIEW

- 個人所得税納税信用制度の構築

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【貿易・投資】

◆「ビジネス環境改善条例」2020年1月実施 全ての市場参加者を平等に

国務院は 22 日、新たに「ビジネス環境改善条例」を公表し、2020 年 1 月 1 日より実施する。

中国政府が近年取り組んできた「放管服(行政手続きの簡素化・管理監督の強化・行政サービスの向上)改革」の内容を初めて法律の形にしたもので、外資企業を含めた全ての企業に平等に事業活動の場を提供できるよう透明で開放的なビジネス環境を築くことで、商業活動の拡大、対中直接投資の増加、雇用の創出、質の高い経済成長に繋げる狙いとしている。

条例は 7 章 72 条から構成されている。

第二章「市場主体保護」では、全ての市場参加者に対し、平等な競争環境を提供するとし、土地供給、税制、許認可、標準制定、競争入札、政府調達等で平等に取り扱うとした。また、企業・経営者個人の財産権の保護、知的財産権保護の強化等も盛り込んだ。

第三章「市場環境」では、商事制度改革の推進、全国統一の市場参入ネガティブリスト制度の実施、独占・不正競争の取り締まりの強化を盛り込んだほか、政府が企業に対して承諾した政策、法に従い結んだ契約について、政府側の人事異動等の都合による不履行を禁止し、国益の為などの止むを得ない理由がある場合は、企業に対し賠償を行わなければならないと定めた。

第四章「行政サービス」では、政府職員のサービス意識の向上、行政手続きの透明化・簡素化・電子化の推進等を掲げた。

なお、本条例はビジネス環境改善の基本法として方向性を示すことにとどまるもので、今後ビジネス環境を持続的に改善していくには、所轄官庁や地方政府が具体的な手続き等の改革・刷新を進める必要があるとしている。

◆世銀「ビジネス環境ランキング」中国 46 位から 31 位に上昇

世界銀行は 10 月 24 日、世界 190 ヶ国・地域について、ビジネス環境を比較評価して順位づけした 2020 年版「ビジネス環境ランキング」を公表した。中国は 31 位で、前年の 46 位から大きく順位を上げた。ベスト 3 は、1 位ニュージーランド、2 位シンガポール、3 位香港で、日本は前年の 39 位から 29 位に上昇した(図表 1)。

「ビジネス環境ランキング」は、主に中小企業の設立・運営活動について、「法人設立」、「建設許可」、「資金調達」等 10 項目を設定し、必要な手続きや時間、コスト等を分析し、「ビジネスのしやすさ」を点数化して順位づけしている。各国・地域とも最大規模の都市をモニタリングしており、中国は北京と上海が調査対象となっている。

中国は、10 項目のうち 8 項目で「改革によりビジネスがしやすくなった」とされ、昨年より順位を上げた。「建設許可」については、建設許可取得の手続きの簡素化、日数短縮など著しい改善が見られたとされ、昨年の 121 位から 33 位に上昇したほか、「納税」では小型企業への減税策なども評価された。また「法人設立」と「電力事情」は、90 点を超える高得点を獲得している(図表 2)。

また、同時に発表された「ビジネス環境が改善した」国・地域ベスト 10 では、中国は 8 位となり、2 年連続のベスト 10 入りとなった(図表 3)。

＜「ビジネス環境改善条例」目次＞

第一章 総則
第二章 市場主体の保護
第三章 市場環境
第四章 行政サービス
第五章 法の執行・監督
第六章 法による保障
第七章 附則

【図表 1】「ビジネス環境総合ランキング」

順位	国・地域	スコア (点)
1位(1)	ニュージーランド	86.8
2位(2)	シンガポール	86.2
3位(4)	香港	85.3
4位(3)	デンマーク	85.3
5位(5)	韓国	84.0
6位(8)	米国	84.0
7位(6)	ジョージア	83.7
8位(9)	英国	83.5
9位(7)	ノルウェー	82.6
10位(12)	スウェーデン	82.0
……(中略)……		
29位(39)	日本	78.0
30位(30)	スペイン	77.9
31位(46)	中国	77.9

(注) 順位の()内は前年の順位
(出所) 世界銀行「Doing Business 2020」に基づき作成

【図表2】「ビジネス環境ランキング」中国と日本の項目別順位

	中国		日本	
	順位	スコア(点)	順位	スコア(点)
総合ランキング	31位 ↗ (46)	77.9	29位 ↗ (39)	78.0
項目別ランキング				
①法人設立	27位 ↗ (28)	94.1	106位 ↘ (93)	86.1
②建設許可	33位 ↗ (121)	77.3	18位 ↗ (44)	83.1
③電力事情	12位 ↗ (14)	95.4	14位 ↗ (22)	93.2
④不動産登記	28位 ↘ (27)	81.0	43位 ↗ (48)	75.6
⑤資金調達	80位 ↘ (73)	60.0	94位 ↘ (85)	55.0
⑥少数投資家保護	28位 ↗ (64)	72.0	57位 ↗ (64)	64.0
⑦納税	105位 ↗ (114)	70.1	51位 ↗ (97)	81.6
⑧輸出入	56位 ↗ (65)	86.5	57位 ↘ (56)	85.9
⑨契約執行	5位 ↗ (6)	80.9	50位 ↗ (52)	65.3
⑩破綻処理	51位 ↗ (61)	62.1	3位 ↘ (1)	90.2

(注) 順位の()内は前年の順位

(出所) 世界銀行「Doing Business 2020」に基づき作成

【図表3】「ビジネス環境が改善した」上位10カ国・地域

順位	国・地域	総合ランキング順位
1位	サウジアラビア	(62位)
2位	ヨルダン	(75位)
3位	トーゴ	(97位)
4位	バーレーン	(43位)
5位	タジキスタン	(106位)
6位	パキスタン	(108位)
7位	クウェート	(83位)
8位	中国	(31位)
9位	インド	(63位)
10位	ナイジェリア	(131位)

(出所) 世界銀行「Doing Business 2020」に基づき作成

◆9月の対内直接投資額 前年同月比+0.5%

<対内直接投資>

商務部の18日の発表によると、9月の対内直接投資額は前年同月比+0.5% (8月:同+0.3%)の115.2億米ドルと、伸びは前月から僅かに拡大したものの、微増に止まった(図表1)。新規設立の外資企業数も同▲31.0% (8月:同▲40.0%)の3,167社と前年を大幅に下回った。1-9月の累計では、直接投資額は前年同期比+2.9% (1-8月:同+3.2%)の1,007.8億米ドル、新規設立の外資企業数は同▲32.8% (1-8月:同▲33.0%)の30,871社だった。

国・地域別では、日本からの1-9月の投資額は前年同期比+0.3% (注) (1-8月:同+6.0% (注))の31.4億米ドルで、伸びは6月以降4ヶ月連続で縮小した(図表2・3)。米国からは1-9月が同▲9.4% (注) (1-8月:同▲15.6% (注))の25.2億米ドルと、減少幅は前月から縮小した(図表2)。(注) 商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が決算。

その他の地域については、EUからが同▲20.3% (1-8月:同▲5.4%)の67.5億米ドルと、減少幅は前月から拡大した。一方、ASEANからは同+12.3% (1-8月:同+3.1%)の53.5億米ドルと、伸び幅は前月から拡大した。

業種別では、製造業への投資が前年同期比▲9.1% (1-8月:同▲4.6%)の276.9億米ドルと減少が続く一方、サービス業への投資は同+9.2% (1-8月:同+7.6%)の718.8億米ドルと増加を維持し、伸び幅も前月から拡大した。

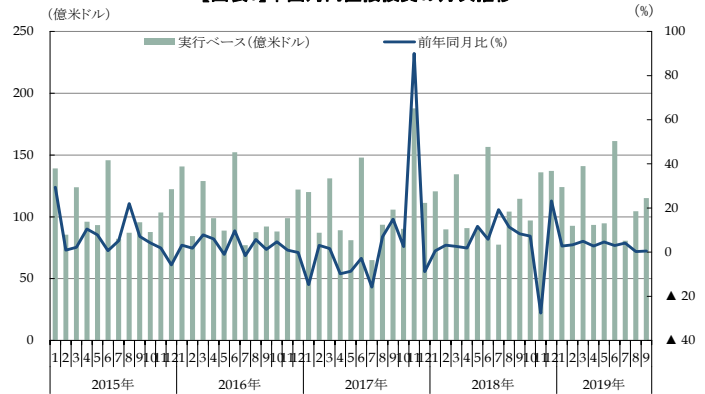
【図表2】2019年1-9月中国対内直接投資額 (上位10カ国・地域)

順位	国・地域	投資額(億米ドル)	前年同期比(%)
1	香港	716.3	5.1
2	シンガポール	50.6	22.2
3	韓国	47.2	24.9
4	台湾	34.1	▲12.3
5	日本	31.4	▲0.3
6	米国	25.2	▲9.4
7	英国	19.8	▲35.1
8	マカオ	14.5	49.5
9	ドイツ	13.8	▲27.0
10	オランダ	9.1	▲11.7

(出所) 商務部の公表データを基に作成

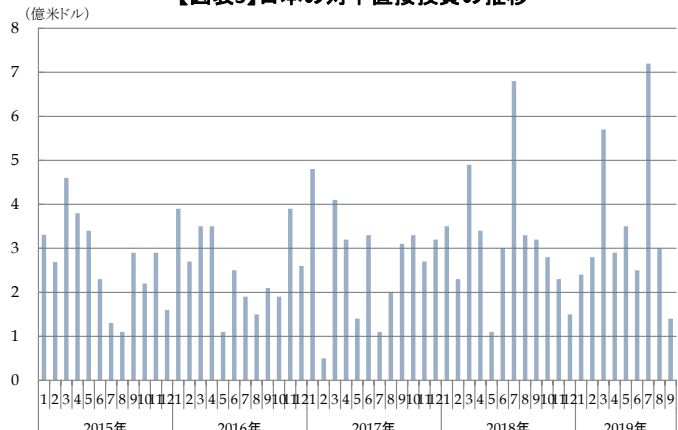
(注) 前年同期比は、商務部の公表データに基づき当行が計算

【図表1】中国対内直接投資の月次推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

【図表3】日本の対中直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

< 対外直接投資 >

商務部の25日の発表によると、9月の対外直接投資額は前年同月比+10.5%^(注)の87.6億米ドル^(注)(図表4)。1-9月の対外直接投資額は前年同期比▲1.3%の809.9億米ドルとなった。(注)商務部の発表に基づき当行が計算

地域別では、1-9月の「一帯一路」地域向けが前年同期比▲6.9%の100.4億米ドルと、減少幅は全体より大きかった。

業種別では、1-9月の卸・小売業向けが前年同期比+12.4%、製造業が同+3.2%とプラスの伸びを維持した。

【産業】

◆9月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 53都市 前年同月上昇 69都市

国家統計局は21日、9月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

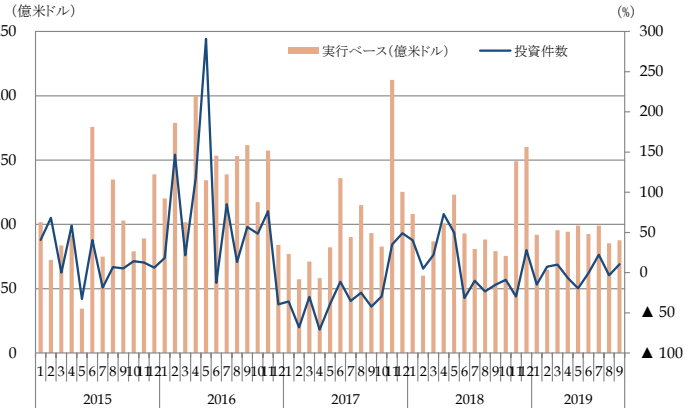
新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から2都市減少して53都市と、4ヶ月連続で減少。下落した都市は前月から2都市増加して12都市となった(図表1)。一方、前年同月比では、69都市で価格が上昇し、1都市のみ下落した(図表2)。

前月比で上昇幅が大きかった都市は、南寧市(広西チワン族自治区)の+2.1%、洛陽市(河南省)の+2.0%など。下落幅が大きかったのは、岳陽市(湖南省)の▲0.5%、済南市(山東省)の▲0.4%などだった。前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、大理市(雲南省)の+20.6%、フフホト市(内モンゴル自治区)の+17.8%など。下落したのは岳陽市で▲0.1%だった。

都市の規模別の前月比平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月の0.3%から0.4%、二線都市^(注)は0.5%から0.6%、三線都市^(注)は0.7%から0.8%と、いずれも前月から拡大した(図表3)。前年同月比では、一線都市が4.2%から4.6%に拡大した一方、二線都市は9.9%から9.3%、三線都市が9.0%から8.4%と、上昇幅はいずれも前月から縮小した(図表4)。

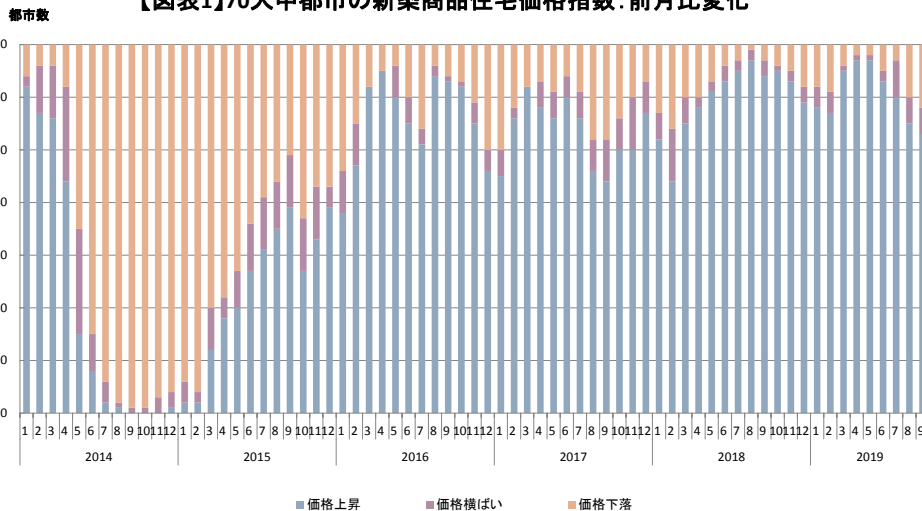
- (注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市:省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表4】中国対外直接投資の月次推移



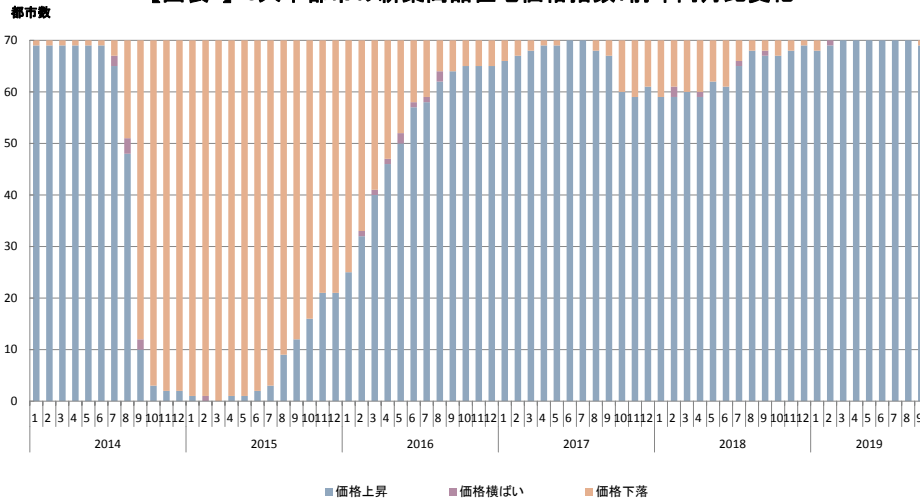
(出所) 商務部の公表データを基に作成
 (注) 前年同月比は、商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格指数: 前月比変化



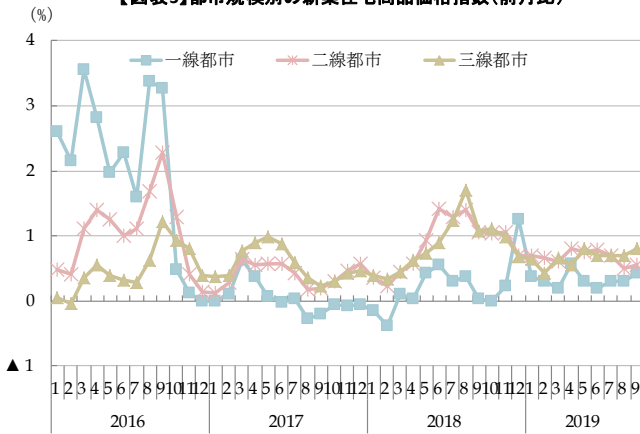
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表2】70大中都市の新築商品住宅価格指数：前年同月比変化



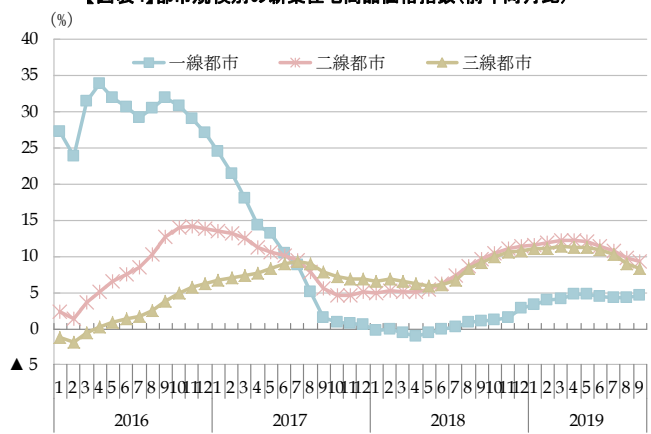
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前年同月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆やや楽観方向で底堅さを維持

・今週(10/21～)のレビュー

今週の人民元対ドル相場は、先週末 19 日の易綱中国人民銀行総裁による人民元は適切な水準にあるとの主旨の声明(後述)が一部で好感されると、週初 21 日に先週末終値 7.0810 からやや人民元高となる 7.0680 で寄り付いた。7.06 台では一定のドル買い需要もあり、23 日に週間安値 7.0930 まで下落したが、同日に中国国務院が改めて人民元の安定を維持することを表明したことが材料視され、翌 24 日に週間高値 7.0560 をつけた。本稿執筆時点でも引き続き 7.07 近辺で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(8/1～10/25)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) 10 月 25 日午前 11 時時点

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

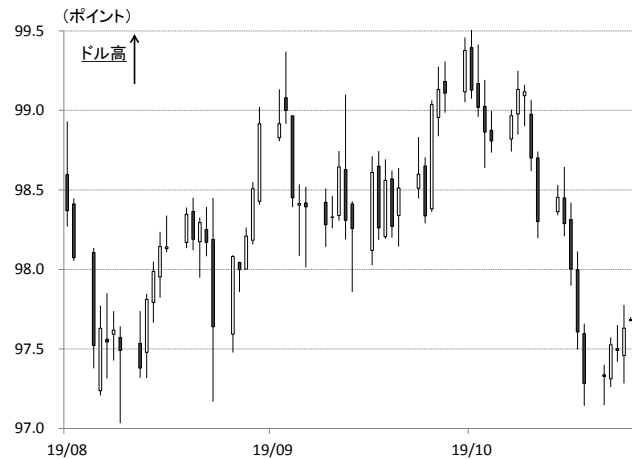
・米中合意に対する期待を背景に人民元は底堅さを維持

今週は、引き続き米中通商協議における第 1 段階の合意に関する期待が維持され、人民元対ドル相場に対する一定の支援材料となった。一方、来週の FOMC(29 日～30 日)や日銀金融政策決定会合(30 日～31 日)など重要イベントを前にして、主要通貨と同様に人民元対ドル相場も、1 ドル=7.07 人民元を挟んだ足元の水準近辺で基本的に小動きとなった。

この間、ドルの名目実効為替レートは、このところの下落基調が一服(第 3 図)。人民元名目実効為替レートも、週前半は下落したものの、週後半に持ち直しがみられていた(第 4 図)。今週の人民元対ドル相場は、総じて両者の動きが綱引きになっていた模様だ。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる 2016 年後半以降形成して来たレンジ¹の下限を小幅に割り込んだ後、安値圏での保ち合い色強い推移が続いている。今週同レートは、直近最安値を再び更新しており、上記レンジをさらに下放れて行くことがないか注視が必要なのは事実だ。もっとも、度々指摘の通り、中国当局は、景気見通しの悪化に合わせて、人民元名目実効為替レートがこのレンジを小幅に割り込むことは許容しつつも、これを大幅に下放れることは極力回避しようとするのではないかとみている。

¹ 2016 年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF 推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

第3図：ドル名目実効為替レート(2019年8月以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



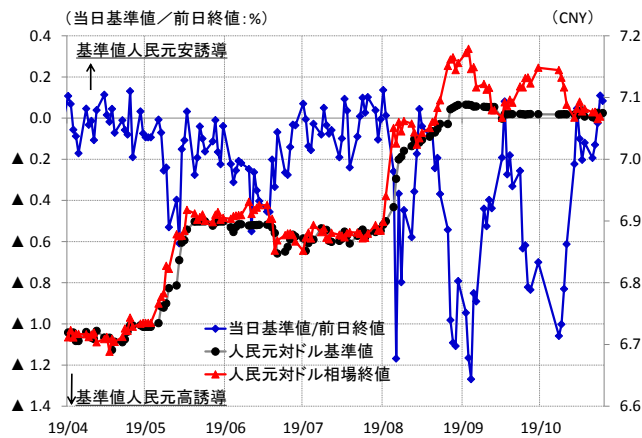
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・人民元対ドル基準値は、7.07 台での設定が続く

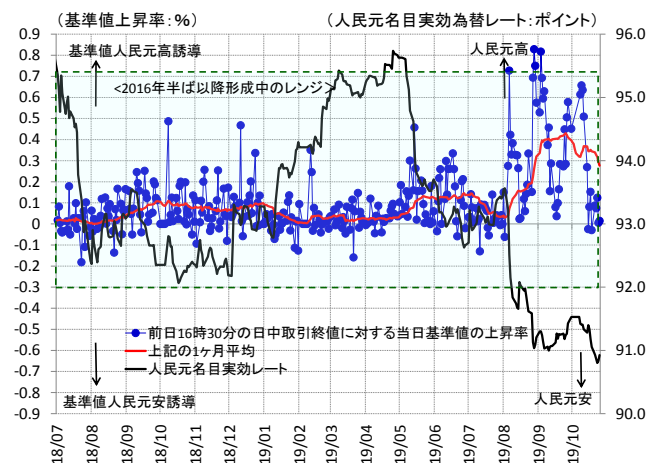
今週の人民元対ドル相場は、先週同様一時 7.05 台まで上昇する場面もみられたものの、人民元対ドル基準値は引き続き 9 月半ば以来の概ね 7.07 台での設定が続いており、当局が依然として同水準近辺への緩やかな誘導を志向していることを示唆している(第5図)。第6図は、前日 16 時 30 分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日 9 時 15 分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである²。同比率は、依然人民元高バイアスが維持されているが、その程度は足元大きく減衰して来た。

第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・25 日の電話による米中閣僚級通商協議で合意文書作成に向けて進展がみられるか

米中通商協議に関しては、ライトハイザー米通商代表部(USTR)代表が 25 日に米中閣僚級電話通商協議を

² 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって各時点での人民元基準値設定を通じた当局の人民元誘導スタンスを検証したものの。

行うと述べた(第7図)。10月10日～11日の米中閣僚級通商協議に基づく第1段階の合意文書を作成するにあたり、中国サイドが追加の協議を要請していたと報道されており、週末にかけて合意文書作成に向けて大詰め
の協議が行われる可能性がある。こうした中、24日のブルームバーグの報道によると、関係者の話として、中国
が米国と部分的合意に達した場合、1年目で少なくとも200億ドル相当の米国産農産物の購入を目指しており、
全ての制裁関税が撤廃される合意が成立すれば、2年目には400億～500億ドルまで増える可能性がある模様
だ。週末から来週にかけて、第1段階の合意に向けて、大きな動きがあるかどうか注目される。

24日にペンス米副大統領が、対中政策に関する演説を行った。昨年10月と同様、南シナ海の軍事拠点化など
に言及して厳しい批判を展開したものの、国際ルールに沿った形であれば、中国との建設的な関係を求めて
いると述べていたこともあり、これまでのところ市場が両国の対立激化を懸念するような動きにはなっていない。

第7図：米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
10月		
7日	中国関係者 米商務省	中国は米国との通商合意に向けて、協議の範囲を狭める意向。 中国の監視カメラ大手など28団体・企業をエンティティ・リストに掲載(事実上の禁輸措置)。
8日	米商務省 ホワイトハウス	新疆ウイグル自治区でのイスラム教徒弾圧などに対し、一部の中国当局者のビザの規制措置を発表。 米政府からの中国への証券投資の規制は、政府年金基金による中国株投資に焦点を当てている(Bloomberg)。
9日	交渉関係者 関係者	中国が米国からの大豆購入量を、年間2,000万トンから3,000万トンに増加させることを提案(Financial Times)。 中国は、米国と部分的な通商合意を結ぶことに依然として門戸を開いている(Bloomberg)。
10日	関係者 トランプ大統領	米国がファーウェイに対して機密性の低い製品を供給することを一部の企業に近く認める可能性(New York Times)。 米政府が、中国との部分合意の一環として、過去に合意した通貨協定を盛り込むことを検討中(Bloomberg) 我々は中国と合意できるか目にするようになる。
11日	トランプ大統領	米中通商協議は第1段階の合意に達した。
14日	中国当局	第1段階の合意文書署名の前にさらなる交渉を希望(Bloomberg)
15日	米議会	香港人権法案を可決。
16日	中国当局	香港人権法案が署名されれば報復措置を取る。
16日	ムニューシン財務長官	米中次官級電話協議が今週行われる(Bloomberg)。
17日	中国当局者	中国は合意文書作成に向けて米国と緊密に連携。 中国は、第1段階の合意に基づき、中国の需要と市場原理に従い、米国による望ましい環境の下で農産物を購入する。
21日	ライトハイザー-USTR代表 外ロー-米国家経済会議委員長	第1段階の合意に向けてはまだ解決すべき問題があり、25日に米中閣僚級電話協議を開催する予定。 交渉が順調に行けば、12月15日に予定されている対中制裁関税第4弾の残りの発動を取り下げる。
22日	中国外務次官	中国と米国は通商協議で一定の進展を果たした。
24日	関係者	中国は米国と部分的な合意に達した場合、1年目で少なくとも200億ドル相当の米国からの農産物の購入を目指している。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・易網中国人民銀行総裁が足元の人民元相場についてコメント

15日～20日にワシントンで開催されていた国際通貨基金(IMF)年次総会に参加していた各国財務相や中央
銀行総裁と共に、易網中国人民銀行総裁の声明が、19日にIMFのウェブサイト上で公開された。その声明の
人民元相場に関する部分(第8図)では、①足元の人民元相場の水準が適正であること、②クロスボーダー資本
フローが引き続き安定していること、③市場が人民元相場の変動を受け入れつつあること、などに言及。8月
に節目の1ドル=7人民元を割り込んでも、引き続き人民元相場が安定している背景が説明された。

前述の通り、人民元名目実効為替レートは、IMFによる長期的な均衡レートに概ね該当しているとみられる
2016年以降形成して来たレンジの下限付近を推移している。足元同レートは、直近最安値を更新しているが、
上記①の発言からしても、ここからのさらなる大幅な低下は、やはり中国当局は極力回避しようとするのでは
ないかと考えられる。

第8図: 10月19日発表の易網中国人民銀行総裁の声明のうち、人民元相場に関する部分(概要)

- ・人民元相場は、通貨バスケットを参照しつつ、市場の需給に基づいて、合理的かつ均衡的な水準で依然として概ね安定している。
- ・人民元相場は、市場環境を反映して上下両方向に変動しており、8月初旬からの下落も、最近の世界経済や金融情勢、貿易摩擦な
どでの、市場変動や世界の為替市場のボラティリティの変化を反映し、市場によって決定されたものである。
- ・これまでの安定的な市場の反応やバランスしたクロスボーダー資本フローは、市場が人民元相場の変動を受け入れ始めていること
を示している。
- ・経済ファンダメンタルズと、市場の需給から判断すると、人民元相場は適正な水準にある。

(資料) IMFより三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週（10/28～）の見通し

来週の人民元対ドル相場は、米中通商協議の行方に関する関連報道に加え、FOMC やそれを受けたドル相場など金融市場の反応が材料となろう。米中通商協議に関しては、特に 25 日に開催予定の米中閣僚級電話協議で、何らかの進展が報道されれば、人民元高材料となり得る。特段進展が報道されない場合も、協議進展に向けた期待が引き続き崩れなければ、人民元は最近の底堅さを維持しそうだ。FOMC では、大方の予想通り 0.25%の利下げが決定され、パウエル議長が利下げ打ち止めを示唆することがなければ、引き続き利下げ期待は維持されるとみられる。足元みられている市場全般の緩やかなリスク選好的な動きが大きく崩れなければ、ドルは引き続き上値の重い推移となり易い。人民元対ドル相場は、当局による 7.07 台近辺での人民元対ドル基準値の設定から基本的に同水準を中心とした推移となり易いが、上述の材料を背景に、目先 10 月 14 日につけた直近高値(7.0494)を意識してどちらかと言えば強含む展開を有力視している。

尚、経済指標では 31 日(木)に 10 月分製造業/非製造業 PMI の発表が予定されている。前月(製造:49.8、非製造業:53.7)に対し、市場予想(製造業:49.8、非製造業:53.8)は底打ち傾向となっている。最近一部の月次指標でみられ始めている中国景気の下げ止まり傾向がさらに確認されるかどうか注目される。また 28 日から 31 日まで中国共産党第 19 期中央委員会第 4 回全体会議(4 中全会)が開催される。経済政策というよりは、主に党内統治について議論される模様だ。

(10 月 25 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.10.21	7.0680	7.0655~ 7.0760	7.0678	-0.0147	6.5065	-0.0135	0.9014	-0.0018	7.9008	0.0220	2.7200	3,079.72	1.56
2019.10.22	7.0720	7.0705~ 7.0837	7.0817	0.0139	6.5256	0.0191	0.9030	0.0016	7.8878	-0.0130	2.8000	3,095.17	15.45
2019.10.23	7.0813	7.0735~ 7.0930	7.0745	-0.0072	6.5275	0.0019	0.9021	-0.0009	7.8687	-0.0191	2.5000	3,081.80	-13.36
2019.10.24	7.0667	7.0560~ 7.0725	7.0702	-0.0043	6.5059	-0.0216	0.9020	-0.0001	7.8668	-0.0019	2.6500	3,081.06	-0.74
2019.10.25	7.0733	7.0650~ 7.0766	7.0716	0.0014	6.5104	0.0045	0.9020	0.0000	7.8612	-0.0056	2.6700	3,095.81	14.75

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

個人所得税納税信用制度の構築

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

<要旨>

- ◇ 個人所得税納税信用制度の強化に関する通達(発改弁財金規(2019)860号)が公布された。
- ◇ 2019年1月1日より施行された個人所得税法に基づき、健全な個人所得税納税信用記録を構築し、正しく納税する者には奨励措置、信用を喪失するような納税者には処罰を与えるほか、納税者の個人情報保護、合法的な権利の保護、信用スコアの修正制度の健全化も謳われている。
- ◇ なお、中国では電子決済記録などビッグデータを用いた個人の信用制度も急速に構築され、情報の保護は謳っているものの、個人の行動、返済能力等の情報を評価項目に加えているものもあり、利便性追及と個人情報保護の両立は難しいようだ。

国家發展改革委弁公庁及び国家稅務總局弁公庁から連名で「個人所得税納税信用制度構築の強化の通知」(発改弁財金規(2019)860号)が公布されました。

本通達は個人所得税納税信用制度を強化し、政府の各部門間における情報共有と納税者の遵法精神の高揚を目的としています。

全般的な要求事項

2019年1月1日より施行された「中華人民共和國個人所得税法」及び「同实施条例」に基づき、健全な個人所得税納税信用記録を構築し、法に基づき正しく納税する者には奨励措置、信用を喪失するような納税者には処罰を与えるとしています。また、納税者の情報及びプライバシーの保護、信用スコアの修正制度の健全化、納税者の合法的な権利の保護も謳われています。

個人所得税信用管理制度

(一) 個人所得税申告の承諾制度

稅務部門は個人所得税の納税申告表、個人所得税特別追加控除データ表等における承諾書の形式を規範化、標準化します。納税者は納税申告書に記載された情報の真実性、正確性、網羅性に対して承諾する必要があります。承諾事項の履行状況は個人の信用情報として記録されます。

(二) 個人所得税納税信用記録

税務当局は納税者を識別番号で管理し、納税者の申告記録、特別追加控除情報、承諾事項及び法規の違反行為の有無を記録します。また、納税者の納税信用情報を収集し、全国自然人納税者信用情報データベースを構築し、全国信用情報共有プラットフォームとデータ共有制度を確立するとしています。

(三) 自然人の信用喪失確認制度

「中華人民共和国税収徴収管理法」、「中華人民共和国個人所得税法」等の規定に違反し、誠実、信用の原則に背き、脱税、詐欺、他人の個人情報不正使用、悪意のある通報、虚偽の苦情などを行った者は税務部門の要注意人物として記録され、行政処分の対象となります。状況が深刻で、重大な納税違反があった場合は、税務部門は重大な信用喪失として記録し、対外的に公表し、全国信用情報共有プラットフォームに情報が共有されます。

本通達では信用維持につとめた納税者に対する奨励措置、信用を喪失した納税者に対する処罰、全国信用情報共有プラットフォームへのデータ共有、登録などの詳細事項が記載されています。個人情報を管理する税務部門に対する個人情報の保全維持の厳格化、個人の合法的権利の保護なども謳われています。また、個人所得税信用記録に対する異議申し立ての申請方法、喪失した信用の回復方法などについても記載されています。

中国ではビッグデータを用いた個人の信用制度が急速に構築されており、既に電子マネーを取り扱うアリペイでは日々の決済状況、アリペイアプリの利用状況、資金の流れなどから個々人の信用を「胡麻信用」としてランク付けしています。当制度において情報の保護は謳っていますが、個人所得税の納付状況や違反行為の有無などの個人情報も各人の信用評価に加わってくるかもしれません。

ちなみに「胡麻信用」のランク付けは 950 点を満点とし、700 点以上は「極上」、650 点から 700 点は「優秀」、600 点から 650 点が「良好」とされます。この点数に応じて数万元のマイクロファイナンスが認められたり、利息の水準が決まったりと利用者の経済活動に影響を与えています。私はといえば 656 点でした。履歴、行動、返済能力、人脈、社会的地位が評価項目にあるので、単にデフォルトをしたことがないということだけでは極上の評価は得られないのでしょう。経済活動に関係する私の人脈をアリペイが知っているとは驚きですが、知られたくないなら QR 決済は使えなくなります。利便性追求と個人情報保護の両立は難しそうです。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 11 月 30 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>